

平成24年2月15日

各保健福祉事務所長 殿

保健医療部長

「平成23年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付要綱」等
について（通知）

このことについて、厚生労働事務次官、健康局長等から別添写しのとおり通知が
ありましたので送付します。

なお、各市町村長、（社）神奈川県医師会長及び（社）神奈川県病院協会会長あて
別途通知していますことを申し添えます。

- 別添1 平成23年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付につ
いて（厚生労働事務次官通知）
- 別添2 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について（厚生
労働省健康局長通知）
- 別添3 「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」の一部改正に
ついて（厚生労働省健康局長、医薬食品局長通知）
- 別添4 ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領における基準単価について（厚生
労働省健康局長通知）

問い合わせ先

健康危機管理課

感染症対策グループ 中西

電話 045-210-4793

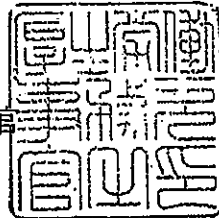
ファクシミリ 045-633-3770



厚生労働省発健0208第1号
平成24年2月8日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



平成23年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進
臨時特例交付金の交付について

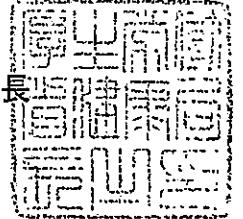
標記の交付金の交付については、別紙「平成23年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金交付要綱」（以下「交付要綱という。」）により行うこととされ、平成24年2月8日から適用することとされたので通知する。



77
健 発 0 2 0 8 第 1 号
平 成 2 4 年 2 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について

標記については、「平成23年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付について」（平成24年2月8日厚生労働省発健0208第1号）をもって通知されたところであるが、今般、当該通知の別紙「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領」を新旧対照表のとおり改定し、平成24年2月8日から適用することとしたので通知する。
なお、本通知については、速やかに管内市区町村に通知されたい。

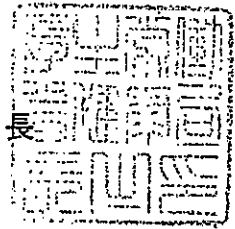




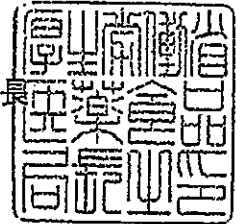
健発0208第3号
薬食発0208第2号
平成24年2月8日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



厚生労働省医薬食品局長



「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成22年11月26日健発1126第10号、薬食発1126第3号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名にて通知しているところであるが、今般、当該通知の別紙「ワクチン接種緊急促進実施要領」を新旧対照表のとおり一部改定し、平成24年2月8日から適用することとしたので通知する。

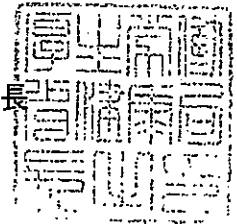
なお、本通知については、速やかに管内市区町村に通知されたい。



健発0208第2号
平成24年2月8日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領における基準単価について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について（平成22年11月26日健発1126第8号同職通知）の別紙「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領」において、別途通知するとされた基準単価については、4ヶ月毎を目安に改定することとしているが、平成24年5月1日から適用する単価は下記のとおりとする。

記

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 子宮頸がん予防ワクチン | 15,939円 |
| 2. ヒブワクチン | 8,852円 |
| 3. 小児用肺炎球菌ワクチン | 11,267円 |

注1：上記単価については、ワクチンの実勢価格を調査した上で、4ヶ月毎を目安に改定する。この場合の改定単価の提示は、その適用3ヶ月程度前に行う。

注2：各市町村における基準単価の適用については、市町村の当該年度の事業開始日における基準単価を通年で適用する。

